

石川町事業継続支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により事業継続に支障をきたしている町内事業者に対し、事業の維持及び継続を支援するため、予算の範囲内において交付金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食業 注文により食事又は飲物を提供する店舗を営む業種をいう。
- (2) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館業のうち、旅館・ホテルを営む業種をいう。
- (3) 旅行業 旅行業法(昭和27年法律239号)に規定する旅行業務を営む業種をいう。

(交付対象事業者)

第3条 交付金の交付を受けることができる事業者は、町内に事業所があり、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 飲食業、旅館業又は旅行業を営む者。ただし、温泉旅館は除く。
 - イ 飲食業又は旅館業を主な取引先としている者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、令和2年12月又は令和3年1月のいずれかの売上高等が前年同月に比して20%以上減少している者
- (3) 事業を営むに当たり必要な官公署の許可認可を受け、又は届出を行っている者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 石川町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、1事業者あたり10万円とする。ただし、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短営業協力金)の受給をした又は受給申請中若しくは受給申請を予定している事業者は5万円とする。

(交付金の交付申請)

第5条 第3条の規定に該当する事業者で交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年3月31日までに石川町事業継続支

援事業交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売上高等が確認できる書類
- (2) 取引している者については、令和2年7月以降に取引があったことを確認できる請求書等
- (3) 同意書兼誓約書（様式第2号）
（交付金の交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付及び交付額を決定し、申請者に対し石川町事業継続支援事業交付金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、交付金の交付をしないことを決定したときは、申請者に対し石川町事業継続支援事業交付金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告に関する特例）

第7条 規則第13条の規定に関わらず、交付金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

（交付金の請求）

第8条 第6条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者は、石川町事業継続支援事業交付金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付金の返還等）

第9条 町長は、交付金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した交付金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。